

高齢者の医療負担増を止め、後期高齢者医療制度の抜本的  
見直しを求める意見書

昨年の医療法「改正」により、06年10月「現役並み所得」とされる高齢者（70歳以上）の窓口負担が3割に引き上げられ、療養病床の食費・部屋代の大幅値上げ、高額療養費や人工透析の患者負担増が強行されました。

08年4月からは、70歳から74歳のすべての人の窓口負担が2割に引き上げられます。こうした高齢者を狙い打ちにした負担増は、高齢者の老後を脅かすばかりです。さらに08年4月から、75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」がスタートする予定です。

新制度では、家族に扶養されている人も含め、すべての後期高齢者が介護保険と同じ「年金天引き」で保険料を徴収されます。保険料を払えない人からの保険証取り上げも検討されています。政府は後期高齢者の診療報酬をそれ以下の世代と別建てにして「定額医療」や「強制退院」を押しつけることも計画しています。

いつでも誰にも安心して医療を受けられるようにするのが医療の原則です。政府の新制度「後期高齢者医療制度」は、この医療のあり方に根本的に逆行するものです。しかも多くの高齢者は、こうした新制度の内容はほとんど知らされていません。このような現状のもとで新制度を今のまま実施するには多くの困難があります。

よって、国と道、道後期高齢者広域連合に対し以下のことを強く要望します。

記

1. 高齢者や重症患者を狙い打ちにする窓口負担増は中止するか、大幅に見直すこと。
2. 後期高齢者に対する保険料取り立てと差別医療を押しつける「後期高齢者医療制度」の内容を抜本的に見直すこと。
3. 道後期高齢者広域連合は、
  - ・低所得者に対する保険料の軽減免措置制度を設けること。そのために国と道の財源措置を求めること。
  - ・保険証の取り上げは行わないこと。
  - ・11月の保険料率決定前に中間報告案を公表し、広く関係者、道民の意見を集めること。
  - ・後期高齢者や医師などの医療関係者、福祉・社会保障関係者などが参加する運営協議会を設置し、民主的運営に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣  
北海道知事 北海道後期高齢者医療広域連合長